

養護者による高齢者虐待
防止・対応マニュアル

令和4年4月（改定）

静岡市

はじめに

静岡市では、「第3次総合計画（平成27年～令和4年度）及び「5大構想」に基づき、人々が、地域で自分らしく生きがいを持って暮らし続けられるよう、「静岡型地域包括ケアシステム」を構築するとともに、本市の恵まれた生活環境を活かし、さらなる「健康寿命」の延伸に取り組むことによって、世界に誇れる「健康長寿のまち」の実現を目指しています。

高齢者が地域で自分らしく生きがいを持って暮らし続けられること、高齢者が尊厳を持って豊かに住み続けるためには、地域住民の“見守る力”や“地域で支え合う体制”などの充実を図ることや高齢者への虐待の防止と発生後の早期対応の実現に努めていかなければなりません。

地域における養護者による高齢者虐待発生の要因は様々です。高齢者では、認知症や精神症状によるもの、身体的自立度の低さや排泄介助の困難さ等があり、介護者側（養護者側）では、介護疲れ、介護の知識や理解または情報の不足、介護者の性格や人格に基づく理由などから発生していることがわかってきました。また、経済的問題や、それまでの家族関係などが起因していることが明らかになってきています。このような中、養護者（介護者）や、高齢者が虐待の事実を隠そうとすることもあり、高齢者虐待が表面化されにくい傾向も伺えます。

本市の「高齢者虐待防止・対応マニュアル」は、平成18年4月に高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）の施行にあわせて策定し、概ね3年ごとにマニュアルを改訂し、より良い対応を目指してきました。

国の調査などでは、高齢者虐待の相談数が伸び、虐待件数は、下げ止まりの傾向が続いています。また明らかになった養護者による高齢者虐待の発生要因が複雑、深刻になっている中で、対応する側も今まで以上に多機関との連携体制が必要となります。

高齢者虐待対応業務の最前線で、活動している“行政”と“地域包括支援センター”の職員が、お互いに協議しながらよりよい対応方法を確立できるよう本マニュアルを活用していきたいと思えます。

そして、高齢者虐待を防止し、早期発見及び早期対応につなげていきながら、高齢者が地域で自分らしく生きがいを持って暮らし続けられるよう支援していきましょう。

令和4年4月
地域包括ケア推進本部